

**瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合 遊漁規則**  
**内共第16号第五種共同漁業権**

**(目 的)**

第1条 この規則は、瀬戸川朝比奈川非出資漁業協同組合が免許を受けた内共第16号第五種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物(あゆ、あまご、おいかわ)の採捕(以下「遊漁」という)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

**(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)**

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ第6条の遊漁料を納付しなければならない。

**(漁具漁法の制限)**

第3条 次の表のア欄に掲げる遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法により、ウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。

ア漁種	イ 漁 法	ウ 規 模 等	エ 区 域	オ 期 間
ア ヌ	友 釣	掛針4本以内 擬似罟禁止	全 区 域	6月1日から12月31日まで
	ド ブ 釣	針3本以内	〃	〃
	流し毛針釣	針7本以内	〃	〃
	追 だ も	タテ40cm ヨコ30cm以内	全 区 域 但し保護区域除く	7月1日から12月31日まで
アマゴ	和式毛針釣	通称 テンカラ	全 区 域	3月1日から9月30日まで
	フ ラ イ		〃	〃
	餌 釣	針1本	〃	〃
オイカワ	毛 針 釣	流し毛針釣 針7本以内	〃	周 年
	餌 釣	針2本以内	〃	〃

2 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄の漁業の方法により、ウ欄の区域内において、エ欄の期間中遊漁をしてはならない。

ア 魚 種	イ 漁具漁法	ウ 区 域	エ 期 間
全 魚 種	全ての漁具漁法	瀬戸川朝比奈川合流点 下流入江橋から河口まで	10月1日から12月31日まで
全 魚 種	全ての漁具漁法	瀬戸川宮原頭首工上流端 から下流40mまでの区域	周 年

### (全長制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる魚種については、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚種	イ 全 長
ア ユ	7 cm 以下
ア マ ゴ	12 cm 以下
オ イ カ ワ	5 cm 以下

### (釣大会等のため遊漁制限)

第5条 組合が釣大会を開催するため、一定期間、一定の区域における遊漁を制限した場合は、これに従わなければならない。

- 2 組合は、前項の制限をしようとする場合は、その10日前までにその旨を公示しなければならない。
- 3 前項の公示は、組合の掲示場に公示するものとする。

### (遊漁料の額及び納付の方法)

第6条 遊漁料の額は次表票の通りとする。

2 第2条の規定により遊漁する場合、当漁業協同組合または次に示す組合が指定する遊漁承認証を取扱う瀬戸川朝比奈川筋の釣具店その他の取扱所において納付する。

ア 地区	イ 釣具店等	ウ 住所
藤枝市	上州屋藤枝店	藤枝市青木3-6-15
藤枝市	フィッシング遊焼津街道店	藤枝市築地524-1
藤枝市	渡辺富夫	藤枝市本郷832
藤枝市岡部	山本石油店	藤枝市岡部町桂島1074-2
焼津市	イングロ焼津店	焼津市大覚寺3-16-8

そのときの遊漁料は、次表のとおりとする。ただし、遊漁する場所において漁場監視員に納付する時の遊漁料は次表の額に、オイカワ1日釣300円、その他500円を付加した額とする。

漁 種	区 域	漁具漁法	遊 漁 料 (円)	
			1 日	1 年
オ イ カ ワ	全 域	餌 釣	300	
	〃	毛 針 釣		
ア マ ゴ	〃	餌 釣	1,000	4,000
	〃	和 式 毛 針 釣		
ア ユ	〃	フ ラ イ	1,000	
	〃	友 釣		
	〃	ド ブ 釣		
	〃	流 し 毛 針 釣		
	〃	追 だ も	1,500	7,000

### (遊漁証に関する事項)

第7条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けたときは、別紙様式(1)又は(2)の遊漁証(以下「遊

漁証」という)を交付するものとする。

2 遊漁証は、他人に貸与又は譲渡してはならない。

#### **(遊漁に際し守るべき事項)**

第8条 遊漁者は、遊漁する場合には遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求のあったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

#### **(漁場監視員)**

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別紙様式(3)の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを標示する(4)の腕章をつけなければならない。

#### **(違反者に対する措置)**

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

#### **(附 則)**

この規則は、平成6年1月1日から施行する。